



分類	出して良いもの(例)	出せないもの(例)	出し方等
可燃ごみ	生ごみ、生花、草、枝木、おむつ(紙製、布製) 花火(使用済のみ)、木製まな板、布製ロープ、毛糸 貝殻、木製おもちゃ、生理用品、縄、写真、炭 小さな衣類(靴下、下着等)、猫砂など	・角材等の加工された木材(建築廃材に該当) ・太さ直径5cmを超える枝木(直接小針クリーンセンターへ搬入) ・太さ直径30cmを超える枝木、土、砂、灰(処理困難物) ・食用油(環境課事務所または粗大ごみ処理場へ搬入)	・紙袋や米袋に入れて出す(ビニール袋では収集されません。段ボールは資源物へ) ・枝木(太さ直径5cm以下)は長さ50cm、直径25cm程度に束ねて出す(大量の場合は小針クリーンセンターへ搬入)
不燃ごみ	ビニール、プラスチック、ペットボトル、ガラス類、釘 鍋類、陶器(茶器・花瓶等)、缶・ビン類の蓋や栓、枕 ぬいぐるみ、靴、発泡スチロール、針金、防虫剤 インクカートリッジ、カミソリ刃、包丁など	・農業用ビニール、大量の肥料袋(事業系ごみに該当) ・石(漬け物石を含む)、ポウリング玉(処理困難物) ・自家用車バッテリー(直接粗大ごみ処理場へ搬入) ・注射器等の医療系廃棄物(事業系ごみに該当)	・透明または半透明のビニール袋に入れて出す(紙袋では収集されません) ・鋭利なものは危なくないよう雑紙等に包む
粗大ごみ	家具類(机、椅子、タンス、カラーボックス、鏡台、 仏壇、ベビーカー、照明器具、車椅子、ベッドなど) 布団類(毛布、じゅうたん、カーペット、カーテンなど) 大型家電類(電子レンジ、ストーブ、給湯器など) 自転車、犬小屋、楽器、脚立、タイヤチェーン 化学繊維が混入している衣類、物干し竿など	・テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機(家電リサイクル法対象) ・自動車部品、自転車部品(事業系ごみに該当) ・スプリング入りマットレス(直接粗大ごみ処理場へ搬入) ・畳、ドア、雨どい、流し台、便器、塩ビパイプ、浴槽、石膏ボード、レンガ、 コンクリート、トタン(建築廃材に該当) ・足踏みミシン(処理困難物)	・各地区指定の粗大ごみ集積所に出す ・原則、分解せずにそのまま出す ・指定の粗大ごみ集積所まで持っていけない場合は民間の収集運搬許可業者へ依頼する(有料)
小型家電	パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、ドライヤーなど (コンセントにつないで使うものや電池を使うもの)	・ビデオテープ、CD、DVDなどの記録媒体は小型家電に該当しないので、 不燃ごみとして出す	・各地区指定の粗大ごみ集積所に出す ・粗大ごみの日に出す
有害ごみ	電球、乾電池、蛍光灯、体温計、使い捨てライター モバイルバッテリー、ハンディ扇風機等の充電式電池 スプレー缶・ガスボンベ(カートリッジ式)など	・消火器、中身の入ったライター(処理困難物) ・中身の入ったスプレー缶・ガスボンベ(カートリッジ式) (処理困難物)	・各地区指定の有害ごみ集積所に出す ・種類別にビニール袋に入れて出す ・スプレー缶は必ず使い切ってから出す(穴開け不要)
缶・ビン類 (資源物)	食料用・飲料用のアルミ缶、スチール缶、ビン	・油類の缶、塗料缶、薬品や化粧品等のビンは再利用が困難なので、不燃ごみ として出す ・中身の入った缶・ビン類(処理困難物)	・各地区指定の缶・ビン類集積所に出す ・祝日であっても収集を行う(年末年始を除く)
紙・布類 (資源物)	新聞紙、雑誌、書籍、雑がみ、段ボール、紙パック 天然素材の衣類、ポロ布など	・革製、フリース、ダウン、ビニール製、防水素材、化学繊維(ポリエステル等) の衣類(粗大ごみで出す) ・感熱紙、シュレッダー紙(可燃ごみで出す) ・内側が銀色の紙パック(不燃ごみで出す)	・各地区指定の紙・布類集積所に出す ・新聞、雑誌、ダンボール、紙パックは紐で縛る ・衣服等の布類はビニール袋に入れて出す ・祝日であっても収集を行う(年末年始を除く)

注意!

- ①当日の朝8時30分までにしてください(収集日は地区によって異なります)
- ②分別が正しくされていないごみは収集されません
- ③事業活動で出たごみは地区の集積所へは出せません
- ④土日祝日の収集はお休みです(資源物を除く)
- ⑤ごみの振替収集日程については、例年3月頃にお配りしている「(保存版)ごみ等収集日程表」(A4黄色用紙)等をご参照ください

※この便利表以外に、市では「ごみ出しポスター」「ごみ分別マニュアル」を作成しています。詳しくは市ホームページをご覧になるか行田市環境課(556-9530)までお問い合わせください。



衛生連だより

美しいまち

第34号

この冊子は、行田市の廃棄物行政に協力し日々地域で活動している
行田市衛生協会連合会の代表者が作成した
年1回発行の「市民とごみ問題をつなぐ」冊子です

発行日：令和8年2月25日
発行：行田市衛生協会連合会
編集：美しいまち編集委員会

衛生連だより

ごみ集積所の掲示物の工夫

外国人住民向けのごみ問題対策を実施している城南地区の取り組みを紹介します

近年、外国人住民が増える中で、ごみの分別や出し方の違いからトラブルになるという話を耳にします。こうした中、城南地区では令和2年に一部の集積所に防犯カメラを設置するとともに、さらに直接的な視覚効果を期待し英語表記の掲示物を作成し、掲示するという対策を講じている衛生協力会長にお話を伺いました。

令和5年、地区内の集積所に外国人住民が排出したと思われる未分別ごみ(家電、生ごみ、廃プラスチック、缶類)が多く残される事案がありました。ルールに基づいてごみを分別して出してもらうため、英語による手書きのポスターを作成し集積所に掲示したところ、改善されたため2カ月ほどでポスターを外しました。しかし、翌年、別の外国人住民が排出した未分別ごみが集積所に残されるようになりました。

そこで、市の英語版ごみ分別マニュアルを参考に、会長が英語版ポスターを自作し掲示していましたが、数カ月で劣化してしまったり、現在のものは印刷業者に依頼して作成しました。作成する際は、分かりやすいようごみの種類ごとに色分けをしたり、イラストを入れたりするといった工夫をし、掲示するための板は会長自らが作成し取り付けました。



城南地区 可燃ごみ・不燃ごみ集積所

【発行】
行田市衛生協力会
連合会

【編集委員】
・佐藤 良子
・高澤 克芳
・江川 保一
・岩本 保雄
・加藤 永子
・加藤 知子

【事務局】
行田市環境課内
電話:556-9530
ファクス:553-0792

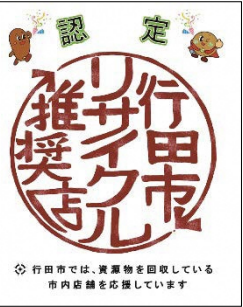
お知らせ

行田市では、ペットボトルやアルミ缶、白色トレイなどの資源物を店頭回収している市内大型スーパーを「リサイクル推奨店」として認定しています。

【認定店舗一覧】

- (五十音順)
- ・カインズ行田
- ・生鮮市場 TOP
- ・ベイヤ
- ・ベルク (行田城西店)
- ・ (行田長野店)
- ・ (行田南店)
- ・マミーマート
- ・ヤオコー (行田門井店)
- ・ (行田藤原店)

↓これが目印です

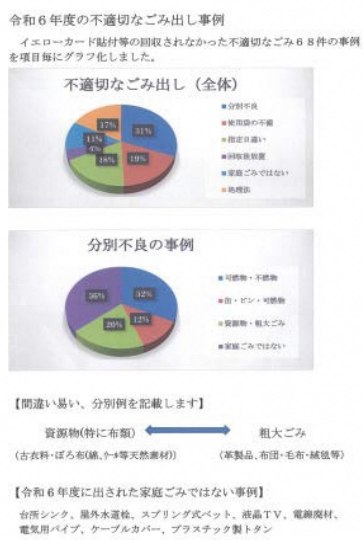


ポスターを掲示した結果、きちんと分別されて排出されるようになったとのこと。英語版のポスターを掲示している集積所は1カ所のみですが、大通りに面しており、信号待ちの場所にもなっていることから、通りかかる外国籍の方に対しても、ごみの分別についての啓発ができればいいと思っていますとおっしゃっていました。

同地区ではこれまで、集積所を利用する方に向け、ごみ捨てに関する日本語、英語を問わずその都度ポスターにして掲示し、呼び掛けを行ってききました。また、毎年4月5月ごろに前年度一年間の回収されなかったごみについて、その理由や分別種別を円グラフによりまとめた「不適切なごみ出し事例報告」を作成し地区の各世帯に回覧しています。

これらの取り組みを通して、「地域のごみ問題を共有し、解決に向けて全員で行動することが大切だと考えます」とおっしゃっていました。

地区での創意工夫により、ごみ出しの啓発と皆さんの意識の醸成を図っている城南地区の取り組みを紹介しました。



現在掲示している英語版ポスター 不適切なごみ出し事例報告(抜粋)

スプレー缶等の分別区分が「資源物」から「有害ごみ」に変更となりました

これまで「資源物」として回収されていたスプレー缶・ガスボンベ(カートリッジ式)の分別区分が昨年10月1日から、「有害ごみ」に変更となりました。

収集時や中間処理時の金属類を圧縮する際に発生した衝撃による火花が、破損したスプレー缶などから漏れた可燃性ガスに引火し、火災につながる事故が多発しているためです。



スプレー缶を「有害ごみ」に出す際は、次の2点にご注意ください。

①必ず中身を使い切る

スプレー缶は中身を使い切ってから「有害ごみ」の集積所に出してください。(中身排出機構(ガス抜きキャップなど)が缶についている場合には、それを用いてください。)

中身を使い切る場合は、風通しが良い火気のない屋外などの場所で行い、紙や布などに中身を染み込ませ、噴射音が聞こえなくなるまで繰り返し噴霧用ボタンを押して完全に中身を排出してください。

②穴あけ不要

仮にスプレー缶に内容物が残った状態で、缶に穴を開けてガス抜きをしようと、スプレー缶に用いられている可燃ガスが周囲の火種や金属同士が衝撃的に擦れ合っって生じた火花により引火・爆発することがありますので、穴あけは不要です。

ごみ問題を考えるつどいを開催しました

2月1日、教育文化センター「みらい」文化ホールで「第29回ごみ問題を考えるつどい」を開催しました。「食品ロスを減らそう」をテーマに埼玉県資源循環課の職員による講演が行われました。食品ロスの現状と、その削減の重要性を学びました。食品を無駄にしない意識を高め、日常生活の中で食品ロス削減に取り組んでいく必要性を共有することができました。



報告 研修者 指導 指

立川市クリーンセンター「たちむにい」を 見学しました

昨年7月2日、先進地におけるごみの分別及び処理工程などを学ぶため、衛生協力会理事12人が東京都立川市の「燃やせるごみ」を処理するごみ焼却施設「たちむにい」を見学しました。施設職員から、ごみ処理状況や施設の特徴などについて伺い、実際の処理施設を視察しました。当施設は令和5年3月に稼働したばかりで、ごみ焼却の排熱を利用した発電も行っています。

また、耐震性に優れ、浸水対策が施された設計で、大規模災害時においても稼働できる地域の防災拠点となる施設となっています。

担当者から立川市のごみの収集方法をお聞きすることもでき、ごみ処理広域化に向けての参考になる大変有意義な日帰り研修となりました。



【編集後記】

今号は、ごみ集積所の掲示物をメインテーマに取り上げました。掲示物には単に分別のルールや曜日の決まりをお知らせするだけでなく、地域の方の思いや気遣いが詰まっています。掲示物に目を配り、美しく、住みやすい街になるよう適正なごみの排出に、今後ともご協力をよろしく願います。

《題字提供》ペンネーム「島澤鷺舟」様(犬塚) 《表紙》行田古墳フェスティバル2025